

トミーカード利用規約

第1条(目的)

本規約は、株式会社トミダ(以下「当社」といいます)が発行する、以下に定義したトミーカード電子マネーのご利用について規定するものであり、会員がトミーカードを使用してトミーカード電子マネーを利用するにあたり本規約が適用されます。

第2条(定義)

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- トミーカードとは、当社が発行し、トミーカードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- トミーカード取扱店とは、当社が指定する店舗(以下「カード取扱店」といいます)または施設をいいます。
- トミーカード電子マネーサービスとは、会員がカード取扱店に対し、物品・サービス等の商品(以下「商品等」といいます)の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりトミーカードに入金されたトミーカード電子マネーを利用することで、カード取扱店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- カードとは、当社発行の前払式証券である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金(以下「入金」といいます)することができ、また入金された金額をもってカード取扱店において商品等を購入することができる機能を備えたものをいいます。
- 会員とは、本規約の規定の全部の内容を理解、同意及び承諾した上で、当社(当社から引渡しを受けた第三者を含みます)から本カードの引渡しを受け、現実にもカードを所持される方であって、本規約に規定された利用される方をいいます。
- 入金とは、会員が、当社所定の方法により、トミーカードにトミーカード電子マネーを加算することをいいます。
- トミーカード残高とは、トミーカードに入金され、会員が利用することのできるトミーカード電子マネーの量をいいます。
- 利用端末とは、カード取扱店に設置された、トミーカード電子マネーの読み取りおよび引き取り、取引データの記録その他のトミーカード電子マネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。
- 入金端末とは、入金を行うための機器をいいます。

第3条(カードの発行)

- 当社は、カード取扱店においてトミーカードを発行するものとします。
- 会員は、トミーカードを受け取ったときに当該トミーカードの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。原則、トミーカードは、会員本人以外は使用できません。
- 会員は、善良なる管理者の注意をもってトミーカードを使用し管理しなければなりません。また、原則、会員は、カードを貸与・譲渡・担保提供その他の処分をなすことはできません。

第4条(不正使用等の禁止)

会員は、トミーカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法によるを使用することはできません。

第5条(入金)

- 会員は、入金端末で当社所定の金額単位で入金することができます。
- 会員は、1枚のトミーカードに対して、トミーカード残高50,000円を上限として入金ができます。ただし、1回あたりの入金上限は49,000円です。

第6条(トミーカード電子マネーサービスの利用)

- 会員は、カード取扱店でトミーカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はかき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- 会員がカード取扱店でトミーカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員のトミーカードから利用額に相当するトミーカード電子マネーが差し引かれ、利用端末に当該トミーカード電子マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとします。
- 会員は、カード取扱店において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識されたトミーカード残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。
- 会員がカード取扱店において商品等の購入または提供を受ける場合、1取引に利用できるトミーカードの枚数は、1枚です。
- 会員は、トミーカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示され、または交付するレシート等に印字して表示されるトミーカード残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でカード取扱店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該トミーカード残高について誤りがないことを了承したものとします。

第7条(トミーカード残高の確認)

トミーカード残高は、トミーカード電子マネーサービス利用時のレシート、またはカード裏面のQRコードにて確認することができるものとします。

第8条(トミーカード電子マネーの有効期限等)

- トミーカード電子マネーの有効期限は、トミーカード電子マネーサービスを最後にご利用された日の翌日から5年を経過した日までとします。なお、ご利用とは、入金およびトミーカード電子マネーによる商品購入をさします。
- 前項の有効期限が経過した場合、トミーカード残高は失効し、また、トミーカード残高の換金または払戻しはできません。

第9条(トミーカードの合算)

会員は、トミーカード電子マネーを他のトミーカードに移転することはできません。

第10条(トミーカード電子マネーサービスの利用ができない場合)

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、入金すること、トミーカード電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、ならびにトミーカード残高の確認をすることができません。

- トミーカード電子マネーサービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの一部または一部を休止する場合。
- トミーカード利用端末・入金端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。
- その他やむを得ない事由のある場合。

第11条(退会および会員資格の喪失)

- 会員は、トミーカード残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会をすることができます。会員がトミーカードの会員資格を喪失した場合、トミーカード電子マネーサービスの利用ができなくなります。
- 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員によるトミーカード電子マネーの利用を直ちに中止させ、トミーカード残高をゼロとすることができます。
 - トミーカードを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
 - トミーカードを不正に使用・利用した場合。
 - その他、会員が本規約に違反した場合。
 - 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。
- 会員が死亡した場合には、会員資格は喪失され、一切のトミーカード電子マネーサービスを利用できなくなります。この場合、トミーカード残高はゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。

第12条(換金等不可)

第19条第2項の場合を除き、トミーカード電子マネーの換金または現金の払戻しはできません。

第13条(トミーカードの破損・汚損時の再発行等)

- 当社は、トミーカードの破損・汚損等の理由により会員がトミーカードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等したトミーカードと引き換えに新しいトミーカードを再発行します。なお、再発行したトミーカードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
- 前項によりトミーカードが再発行された場合、当社所定の方法で確認されたトミーカード残高が再発行されたトミーカードに引き継がれるものとします。

第14条(トミーカードの紛失、盗難等)

- トミーカードの紛失、盗難その他の事由(偽造、変造、不正作出等)により未使用の残高が紛失または第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合(ただし、当社に帰責事由がある場合を除く)であっても当社は責任を負わないものとします。
- トミーカードを紛失した場合、もしくは盗難、改ざんされた場合であっても、返金または再発行はいたしません。
- 当社は、第三者からトミーカードを拾得した旨の届け出があった場合、当該トミーカードについて、使用停止措置をとる場合があります。
- 前項の場合、会員は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。
- 会員がトミーカードの紛失・盗難等を申し出てから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、トミーカード残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第15条(会員の特典)

会員は、トミーカード電子マネーによる商品購入に際し、当社が別途定めるポイントサービスを受けることができます。

第16条(カード取扱店との紛議)

- 会員が、トミーカード電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員とカード取扱店との間で解決するものとします。
- 前項の場合においても、会員は、当社(カード取扱店)に対し、トミーカード電子マネーの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

第17条(反社会的勢力の排除)

会員(本条においてはトミーカード電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。)は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力(その共生者も含みます。)に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第18条(規約の変更)

- 当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員が入金、トミーカード電子マネーサービスを利用した商品等の購入、トミーカード残高の確認をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1ヶ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第19条(トミーカード電子マネーサービスの終了)

- 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、トミーカード電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - 社会情勢の変化。
 - 法令の改廃。
 - その他当社のやむを得ない都合による場合。
- 前項の場合、会員は当社の定める方法により、トミーカード残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第20条(制限責任)

第11条に定める理由およびその他の理由により、会員がトミーカード電子マネーサービスを利用することができないこと、当該会員に生じた不利益または損害について、当社は、その責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重大失による場合を除きます。

第21条(業務委託)

当社は、本規約に基づくトミーカード電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第22条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第23条(準拠法)

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

附則

本規約は、2024年1月1日から適用します。

ご相談窓口

トミーカードに関する質問またはご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問合わせ・ご相談については下記までご連絡ください。

株式会社トミダ トミーカード事務局
〒462-0829 愛知県名古屋市中区杉栄町2-48
☎052-914-3711(9:00～18:00)